

羽曳野市立人権文化センター整備事業に係る基本設計及び実施設計業務 公募型プロポーザル 質問・回答一覧

No.	該当資料	質問箇所	質問事項	回 答
1	募集要項	2 ページ 4 業務実施上の条件 (1)(3)	設備部分の主任技術者について協力事務所に依頼を考えているが許容されるのか。	質問にある「主任技術者」を「主任担当者」と捉えて回答します。 2 ページ、4 業務実施上の条件の(3)各分野の主任担当者の資格等要件のとおり許容されません。
2	募集要項	5 ページ 2 行目(a)同種業務	平成31年国土交通省告示第98号別添2による建築物の類型4及び12に該当とあるが、この「及び」は両方を満たすという解釈でよいか。	建築物の類型4もしくは12の実績を求めます。
3	募集要項	4 ページ	同種・類似業務について、元請受注ではないが、主たる設計担当者として着手から完了まで業務に携わった場合は実績として考えて宜しいでしょうか。 (設計図書には事務所名併記)	実績として構いません。 ただし、携わったことが分かる資料を添付してください。
4	募集要項	5 ページ	同種業務には民間の建物も含まれますでしょうか。 又、設計業務が完了した時点(工事中)の物件でも宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 民間の建物も含みます。 また、設計業務の完了は添付を求めている「契約書の鑑の写し」、「業務の完了が確認できる資料」等で確認します。